

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、直島港の臨港地区を定めようとするので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、その区域の案を公衆の縦覧に供する。

平成24年10月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 臨港地区の区域の案

(1) 臨港地区の名称

直島港臨港地区

(2) 指定の位置

香川郡直島町字高田浦、八日山、納言様及び向島の一部

(3) 指定の範囲

縦覧に供する図面表示のとおり

(4) 指定の面積

約0.8ヘクタール

2 区域の案の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

香川県土木部港湾課及び直島町建設経済課

(2) 縦覧期間

平成24年10月2日から同月16日まで